

(別紙2)

## 包括秘密保持契約書

公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「甲」という。）と【治験支援業務の委託先候補者】（以下「乙」という。）は、甲における治験（製造販売後臨床試験を含む。以下同じ。）に係る費用の見積その他に関する検討（以下「本検討」という。）を行うにあたり、次のとおり秘密保持契約（以下「本契約」という。）を締結する。なお、甲が実施する治験等の実施に係る業務の一部を乙に委託する場合には、別途契約を締結するものとする。

（目的）

第1条 本契約は、乙が本検討を行うにあたり、開示・提供する情報等の取扱いについて定めるものとする。

（情報の開示・提供）

第2条 乙は、本検討を行うために必要な乙が保有する個別の治験等に関する情報を、甲に開示又は提供する。

2 甲は、本検討を行うために必要な甲が保有する情報を、乙に開示又は提供する。

3 前二項に基づき甲又は乙が相手方に開示又は提供する情報とは、資料、データ等その名称並びに書面又は電磁的記録等その存在形態を問わず、相手方に開示又は提供された全てのものをいう。

（機密の保持）

第3条 甲及び乙は、前条に基づき互いに相手方より開示又は提供を受けた情報（以下「開示情報」という。）について、厳に秘密を保持し、相手方の書面による事前の承諾なく、これを第三者に開示・提供・漏洩しないものとし、また本契約に定める以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りでない。

一 相手方より開示を受けたとき、既に自ら適法に所有していた情報で、その旨証明できるもの。

二 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わないで入手したもの。

三 相手方より開示を受けたとき、既に適法に公知となっているもの。

四 相手方より開示を受けた後、自己の責によらずして適法に公知となったもの。

五 裁判所又は行政官庁より、法令に基づき開示の請求等を受けたもの。

2 前項第5号に該当する場合、開示の請求等を受けた当事者は、直ちにこの旨を相手方に通知し、その対応について協議の上、これに対応する。

（個人情報の取扱い）

第4条 乙は、本検討に際して知り得た個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」を遵守して取扱い、正当な理由なく第三者に開示・提供・漏洩してはならない。また乙は、本検討にあたり、個人情報保護に関する甲の指示に従うものとする。

（情報の利用範囲の制限）

第5条 甲及び乙は、開示情報について、自己の役員及び従業員に限定し、かつ必要な範囲のみ開示し、本契約と同等の秘密保持義務を課する。

(有効期限)

第6条 本契約の有効期間は、本契約締結日より2021年3月31日までとする。

2 前項の定めにかかわらず、本契約の終了時に開示情報が存在している場合は、甲及び乙が互いに保有している開示情報が相手方に返還されるときまで本契約は有効に存続するものとする。

(存続条項)

第7条 前項の定めにかかわらず、第3条、第4条及び第5条の規定は、本契約が終了してもなお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第8条 甲又は乙が、本契約の定め違反し、相手方に損害を与えた場合、それにより相手方が被った損害を賠償する。なお、賠償額については、甲乙の協議に基づきこれを定める。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項及び本契約に関する疑義については、甲乙誠意をもって協議し、これを解決する。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年 月 日

甲 和歌山県和歌山市紀三井寺811番地1  
公立大学法人和歌山県立医科大学  
理事長 宮下 和久 印

乙 (所在地)  
(機関名)  
(代表者) 印